

「リーダー育成支援事業」助成金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、公益財団法人島根県みどりの担い手育成基金（以下「この法人」という。）がリーダー育成支援事業を実施する林業事業体への助成金の交付等について、必要な事項を定めるものとする。

（事業の目的）

第2条 林業事業体等の雇用する現場技能者で、特定の資格を取得している者に対して、その事業体が特別に支給する手当がある場合、この手当の一部を助成する。本事業は、現場技能者の業務に対するモチベーション及び現場技能者の資質の向上を図ることを目的とする。

（対象事業体）

第3条 助成対象の林業事業体は、県内に住所を有し、自ら常時雇用労働者を使用し、森林施業を行っている者で別表1に掲げる者とする。

（対象となる現場技能者）

第4条 前条に規定する林業事業体で雇用される現場技能者であって、次の要件をすべて満たす者を本事業の対象とする。

- （1）主として現場で造林、保育、林産事業に従事する者。（主として特用林産施設、製材所で働く者、種苗、緑化及び運送業務に就く者を除く）
- （2）通年雇用であること。
- （3）健康保険、厚生年金、中退共等に加入していること。（既に中退共等から退職金等から退職金の支給を受けている者も含める）
- （4）事業期間内に退職した者については、助成対象外とする。

（助成額）

第5条 第4条の要件を満たす現場技能者のうち、対象の資格取得者に対して林業事業体等が特別に支給する手当の助成をする。

- | | |
|-------------|---|
| （1）対象とする資格等 | しまね林業士（初級から）
フォレストマネージャー（「緑の雇用」事業）
フォレストリーダー（「緑の雇用」事業）
森林施業プランナー |
| （2）助成率 | 1／2 |
| （3）助成額上限 | 一人当たり30,000円
1ヶ月につき一人あたり3,000円を上限とし、4月から1月までの10ヶ月分の助成とする。 |

（助成金の申請）

第6条 助成金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、助成金交付申請書（様式第1号）を別途定める期日までに代表理事へ提出するものとする。

（助成金の交付決定）

第7条 代表理事は、前条の規定により助成金交付申請書の提出があったときは、内容等を審査の上、助成金の交付を適当と認めた事業について交付額を決定し、助成金交付決定通知書（様式第2号）により申請者へ通知するものとする。

なお、審査に当っては、あらかじめ審査会を開催し意見を聞くものとする。

2 前項の決定には、必要に応じて条件を付すことができる。

（実績報告及び助成金交付請求）

第8条 申請者は、助成事業が完了したときは、助成事業実績報告書（様式第3号）及び助成金交付請求書（様式第4号）を代表理事へ提出しなければならない。

2 前項の提出期限は、助成事業の完了した日から交付決定を受けた年度の2月末日までとする。

（助成金の支払い）

第9条 代表理事は、前条の規定により助成事業実績報告書及び助成金交付請求書の提出があったときは必要な検査を行い、実施結果が適正であると認めたときは、その年度の3月末に申請者へ助成金を支払う。

（助成金の経理）

第10条 申請者は、助成金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつこれらの書類を事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項が生じた場合には、必要の都度代表理事が別に定めるものとする。

附則

この要綱は令和3年4月1日から適用する。

令和6年4月1日一部改正（第1条、第4条1項1号、2号、4号、第5条1項3号、第8条2項、第9条、別表1）

別表 1

対象事業者

以下の全ての条件に該当する者を対象とする。

- (1) 島根県が運用する「島根林業魅力向上プログラム」に登録する事業者であること。
- (2) 事業の実施状況及び予算・決算などの財政状況について、この法人の求めに応じ適正な報告のできる事業者であること。